

# 藤田医科大学聴講生規程

平成16年規程第9号  
施行 平成16年6月9日  
改正 平成30年10月10日

## (目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学学則（以下、学則という）第38条第3項に基づき、藤田医科大学（以下、本学という）の授業科目中1科目又は数科目を聴講する聴講生に関する取扱いについて定めることを目的とする。

## (入学の時期)

第2条 入学の時期は、毎学期の始めとする。

## (入学資格)

第3条 入学資格は、学則第12条に定める資格を有する者とする。

## (入学手続)

第4条 入学志願者は、本学所定の入学願書に聴講科目及び期間を記載し、履歴書及び入学検定料10,000円を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

## (在学期間)

第5条 聴講生の在学期間は、当該年度末までとする。

## (学納金)

第6条 聴講を許可された者は、登録料10,000円及び聴講料1単位につき10,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

## (聴講可能科目)

第7条 聴講可能科目は、演習及び実習を含まない全ての科目とする。

## (単位)

第8条 聴講した学科目の単位認定は行わない。

## (改正)

第9条 この規程の改正は、学長の決定による。

## 附則

1. この規程は、平成16年6月9日から施行する。
2. 平成25年4月1日一部改正

3. 平成27年8月1日一部改正

4. 平成30年10月10日一部改正